

EPA/FTA交渉の現状

平成24年2月
農林水産省 大臣官房国際部
経済連携チーム

農林水産省

(お問い合わせ先)
農林水産省国際部経済連携チーム
電話：03-3501-3731

EPA・FTAとは

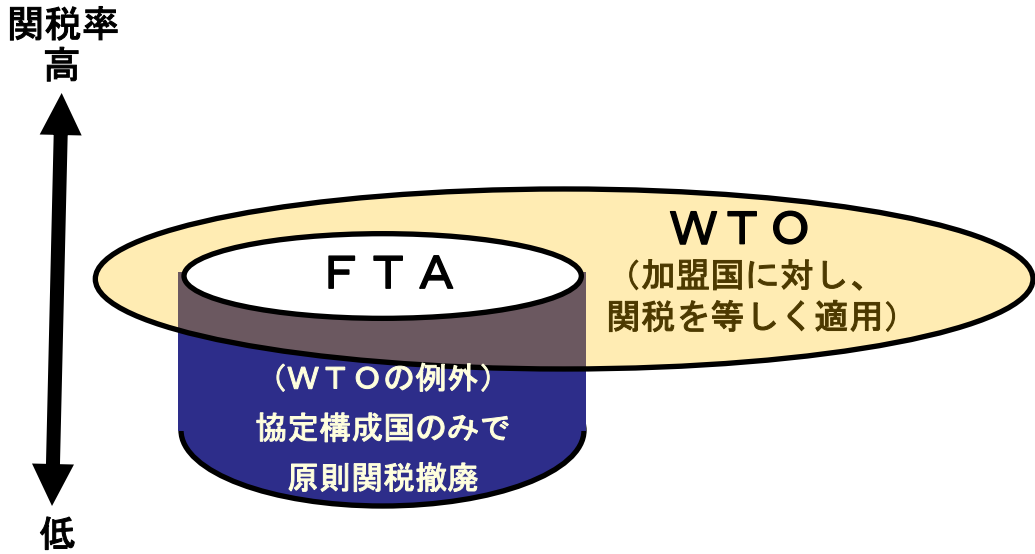
- WTO（世界貿易機関）は世界153カ国が加盟し、貿易自由化(全ての加盟国に対して同じ関税を適用)を行っている機関である。
- これに対して、EPA(経済連携協定)・FTA（自由貿易協定）とは、二カ国間（又は数カ国間）で取り決めるものである。
 - ・ FTAは二国間等で関税を相互に原則撤廃することを取り決める協定。
 - ・ EPAは関税の原則撤廃に加えて、投資や人の移動、技術協力などの幅広い分野を含む協定。

EPAとFTA

経済連携協定（EPA）
(Economic Partnership Agreement)
協定構成国間での、物やサービスの貿易自由化だけでなく、投資の自由化、人的交流の拡大、協力の促進等幅広い分野を含む協定

自由貿易協定（FTA）
(Free Trade Agreement)
協定構成国のみを対象として、物やサービスの貿易自由化を行う協定

WTOとFTA



○ 関税の原則撤廃とは
WTO協定上、GATT第24条「実質上すべての貿易」について
関税撤廃を行うことが条件とされている。

我が国のEPA・FTAの進捗状況

我が国は、アジアを中心に13の国や地域とEPAを締結・署名。また、豪州等と交渉中。

締結・署名

交渉中

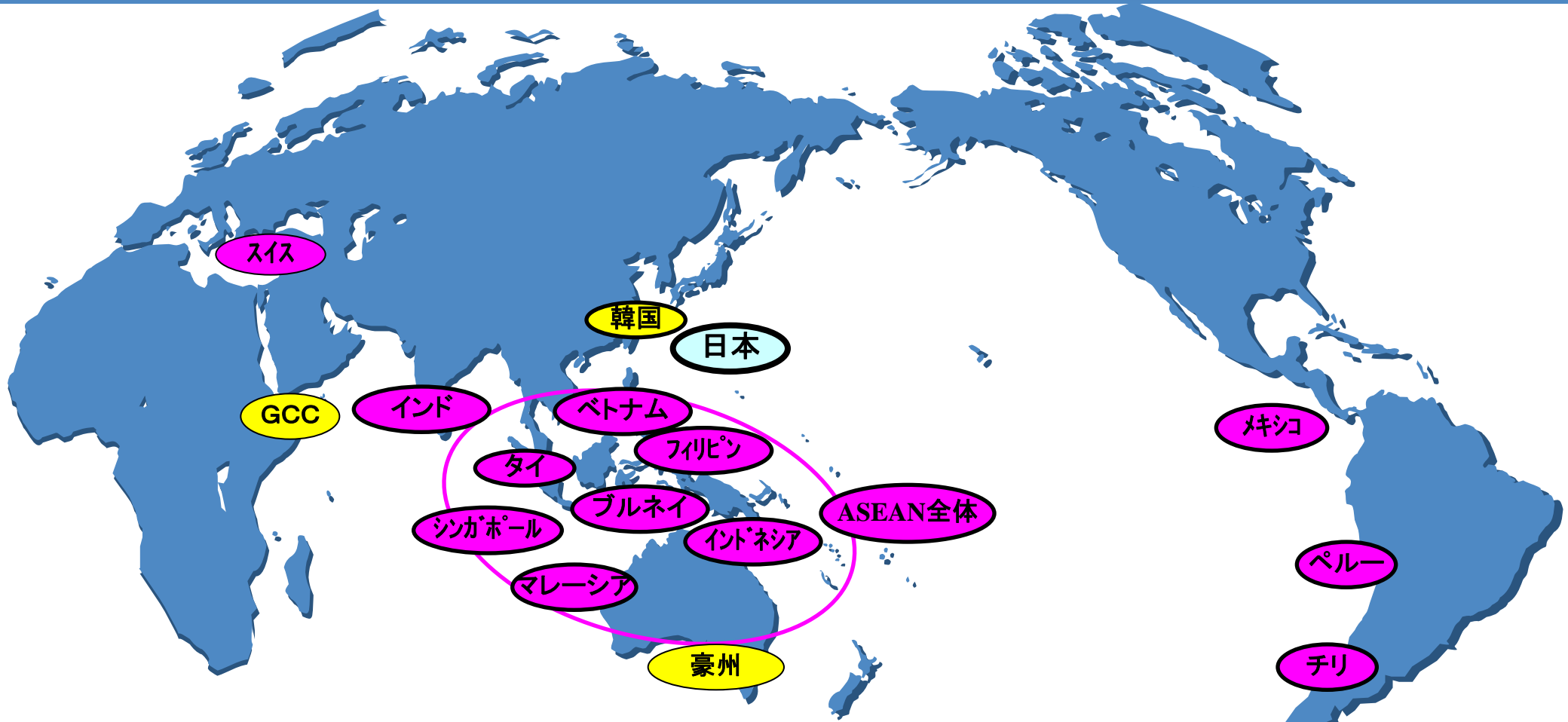
	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
シンガポール	★署名(1月)	★発効(11月)			見直し交渉(4月～)	★署名(3月)	★発効(9月)			
メキシコ		交渉(11月～)	★署名(9月)	★発効(4月)			再協議(9月～)			★署名(9月)
マレーシア			交渉(1月～)	★署名(12月)	★発効(7月)					
チリ					交渉(2月～)	★署名(3月)	★発効(9月)			
タイ			交渉(2月～)			★署名(4月)	★発効(11月)			
インドネシア				交渉(7月～)		★署名(8月)	★発効(7月)			
ブルネイ				交渉(6月～)		★署名(6月)	★発効(7月)			
ASEAN全体(注1)				交渉(4月～)		署名完了(4月)	★発効(12月)			
フィリピン			交渉(2月～)			★署名(9月)	★発効(12月)			
スイス						交渉(5月～)	★署名(2月)	★発効(9月)		
ベトナム						交渉(1月～)	★署名(12月)	★発効(10月)		
インド						交渉(1月～)				★署名★発効(2月)(8月)
ペルー							交渉(5月～)			★署名(5月)
韓国(注2)			交渉(12月～)							
GCC(注3)						交渉(9月～)				
豪州						交渉(4月～)				

(注1) ASEAN全体とのEPAは、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピンとの間で発効。未発効国はインドネシアのみ。

(注2) 韓国とは、2004年11月以降交渉が中断。2010年5月の日韓首脳会談において、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致。これを受けて同年9月には交渉再開に向けた第1回局長級協議、2011年5月には第2回局長級協議を開催。

(注3) GCC(湾岸協力理事会)加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

各国との交渉の現状



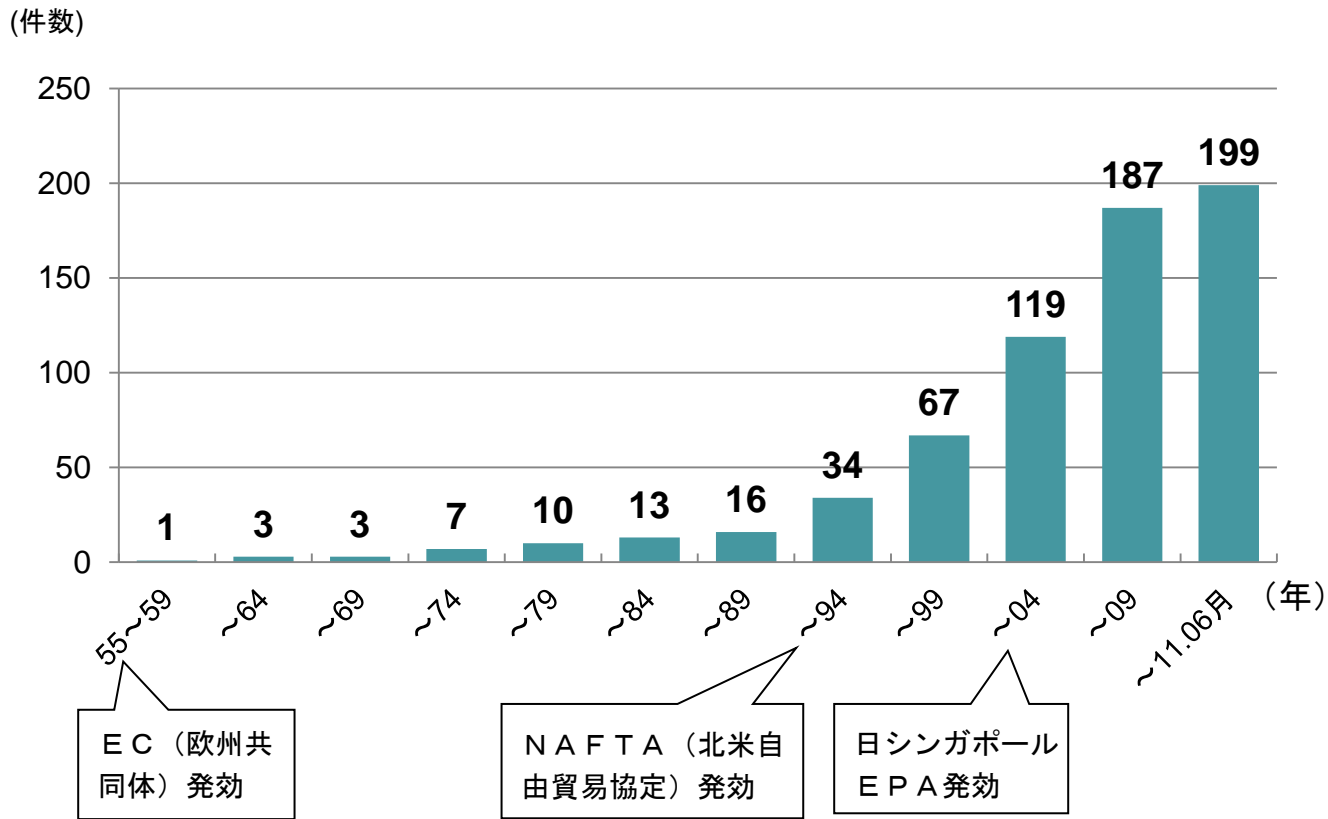
○ 締結・署名
○ 交渉中

GCC 湾岸協力理事会
加盟国: バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、
サウジアラビア、アラブ首長国連邦

世界におけるEPA・FTAをめぐる状況

- 世界のグローバル化が進んで、国と国との関係が密接になっており、多国間の協定（WTO）を補完するものとして、1990年代以降、EPA・FTAの数は急速に増加。
- EPA・FTAを締結する際のルールである「原則関税撤廃」とは、貿易額全体の概ね9割程度以上が関税撤廃されること。

世界のFTA件数の推移（累積）



(注) WTO通報ベースの件数（2011年6月）から、既存のFTAへの新規加盟等の重複分を除いたもの。
（「ジェトロ 世界貿易投資報告2011年版」を基に作成）

各国とのEPA・FTA交渉等の状況

- 我が国が初めて締結したEPA。
- 平成14年1月に両国首脳により署名され、同年11月から発効。
- 農林水産物の関税については、即時撤廃、一定期間を設定した段階的撤廃、関税削減、関税の撤廃・削減の対象外とするなどの取り扱いをしている。
- シンガポール側は、現行協定において、既に全品目について関税撤廃済。

シンガポール側の主な関心品目

- ココア調製品
5～7年間で撤廃
- 野菜ジュース
7年間で撤廃

その他の品目

- 即時撤廃：アスパラガス、マンゴー、ドリアン、製材、えび 等
- 5～10年間で撤廃：ぶどう、プルーン果汁、カレー調製品 等
- 15年間で撤廃：オレンジ、ぶどう果汁 等
- 関税撤廃・削減の対象外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、砂糖、パイナップル（缶詰等を含む）、でん粉、合板、かつお・まぐろ、水産IQ品目 等

- 平成16年9月に両国首脳により署名。平成17年4月から発効。平成23年9月に改正議定書に署名（未発効）。
- 我が国初の農林水産品分野の関税撤廃等を含む包括的EPA。
- 一方、メロン、なし等の我が国からの輸出関心品目について、メキシコ側の関税撤廃を実現。

メキシコ側の主な関心品目

- 豚肉
関税割当の設定【割当数量】3.8万トン→8万トン（5年目）
【枠内税率】従価税部分半減（4.3%→2.2%）
- 鶏肉（協定発効後1年間は市場開拓枠10トン（無税））
関税割当の設定【割当数量】2,500トン（2年目）→8,500トン（5年目）
【枠内税率】2年目 現行税率の10%削減
3～5年目 品目により現行税率の10%～40%削減
- 牛肉（協定発効後2年間は市場開拓枠10トン（無税））
関税割当の設定【割当数量】3,000トン（3年目）→6,000トン（5年目）
【枠内税率】現行税率の10%～40%削減
- オレンジ生果（協定発効後2年間は市場開拓枠10トン（無税））
関税割当の設定【割当数量】2,000トン（3年目）→4,000トン（5年目）
【枠内税率】6月～11月：16%→8%、
12月～5月：32%→16%
- オレンジジュース
関税割当の設定【割当数量】4,000トン→6,500トン（5年目、濃縮換算）
【枠内税率】現行税率を半減（25.5%→12.7%）

その他の品目

- 即時撤廃：アスパラガス、かぼちゃ、パパイア、マンゴー、アボカド、丸太、えび 等
- 3～5年間で撤廃：メロン、グレープフルーツ、ぶどう果汁、コーヒー豆、サフラワー油、単板、うに（生鮮・冷蔵）等
- 7～10年間で撤廃：なし、さくらんぼ、もも、グレープフルーツ果汁 等
- 無税枠を設定：はちみつ、トマト加工品 等
- 関税削減：いわし、いか 等
- 再協議：パインアップル、砂糖 等
- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、でん粉、合板、くろまぐろ、さば 等

日マレーシアEPA 農林水産分野の内容

【06年7月発効】

- 平成17年12月に両国首脳により署名。平成18年7月から発効。
- 農林水産品の市場アクセスについては、マレーシアの関心品目にも最大限対応。
- 協力については、林業協力及び家畜飼料の開発や加工技術の向上等を支援。
- 一方、りんご、なし、柿等の我が国からの輸出関心品目について、マレーシア側関税の即時撤廃を実現。

マレーシア側の主な関心品目

- えび
即時撤廃
- パーム油
即時撤廃（現行：特惠無税）
- バナナ
関税割当の設定 【割当数量】1,000トン
【枠内税率】無税
- 合板
マレーシア側の輸出規制・輸出税問題と併せて再協議
- 合板以外の林産物
即時撤廃

その他の品目

- 即時撤廃：マンゴー 等
- 5年間で撤廃：にんにく、いか燻製品 等
- 7~10年間で撤廃：乾燥たけのこ、グレープフルーツ 等
- 15年間で撤廃：卵黄、オレンジ、緑茶 等
- 関税削減：マーガリン 等
- 再協議：大豆油、ショートニング、さわら 等
- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、パインアップル(缶詰等を含む)、でん粉、砂糖 等

- 平成19年3月に署名。同年9月から発効。
- チリからの輸入が多いぎんざけ・ますの関税撤廃等、チリ側の関心に最大限対応。
- 一方、ながいも、柿、緑茶等の我が国からの輸出関心品目について、チリ側関税の即時撤廃を実現。

チリ側の主な関心品目

- ぎんざけ・ます
10年間で撤廃
※さけ・ます等の需給情報を交換するための水産物協議会を設置。
- 豚肉
関税割当の設定 【割当数量】 3.2万トﾝ→6万トﾝ（5年目）
【枠内税率】 従価税部分半減(4.3%→2.2%)
- 牛肉
関税割当の設定 【割当数量】 1,300トﾝ→4,000トﾝ（5年目）
【枠内税率】 1・2年目 現行税率の10%削減
3～5年目 現行税率の20%削減
- 鶏肉
関税割当の設定 【割当数量】 3,500トﾝ→5,500トﾝ（5年目）
【枠内税率】 1・2年目 現行税率の10%削減
3～5年目 現行税率の28.5%削減
- トマトピューレ・ペースト
関税割当の設定 【割当数量】 3,700トﾝ→5,000トﾝ（5年目）
【枠内税率】 無税

その他の品目

- 即時撤廃： アスパラガス、アボカド 等
- 5～10年間で撤廃： キウイフルーツ、野菜ジュース、繊維板、パーティクルボード 等
- 12～15年間で撤廃： グレープフルーツ、りんご、ぶどう、たまねぎ、うに(冷凍) 等
- 再協議： チーズ、オレンジ、合板、大西洋さけ、あわび 等
- 除外： 米麦、米麦調製品、指定乳製品、でん粉、砂糖、チョコレート、水産IQ品目 等

* 関税割当・・・一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い税率を適用する仕組み

* 水産IQ・・・水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度)

※ 協定の規定に従い、再協議中

- 平成19年4月に両国首脳により署名。同年11月から発効。
- 農林水産品の市場アクセスについては、タイの関心品目にも最大限対応。
- タイ側の最大の要望であった食品衛生水準の向上や両国農協間の連携強化に対応。
- 一方、りんご、なし、もも等の我が国からの輸出関心品目について、タイ側関税の即時撤廃を実現。

タイ側の主な関心品目

- 鶏肉
 - ・ 鶏肉(骨なし) 関税削減 5年間で11.9%→8.5%
 - ・ 鶏肉調製品 関税削減 5年間で6.0%→3.0%
- バナナ(生鮮)
関税割当の設定【割当数量】4,000ト(1年目)→8,000ト(5年目)
【枠内税率】枠内無税
- パイナップル(重量の小さいもの：生鮮)
関税割当の設定【割当数量】100ト(1年目)→300ト(5年目)
【枠内税率】枠内無税
- 糖みつ
関税割当の設定【割当数量】4,000ト(3年目)→5,000ト(4年目)
【枠内税率】7.65円/kg
- でん粉誘導体(化工でん粉の一種、食品の増粘剤等に使用)
関税割当の設定【割当数量】20万ト
【枠内税率】枠内無税
- えび、えび調製品
即時撤廃 1.0~5.3%→0%
- かつお・まぐろ調製品
5年間で撤廃 9.6%→0%

その他の品目

- 即時撤廃：アスパラガス、オクラ、マンゴー、マンゴスチン、ドリアン、野菜・果実調製品の一部、あひる肉、丸太、製材、さめ 等
- 5年間で撤廃：ねぎ、きゅうり(一時保存)、くらげ 等
- 7~10年間で撤廃：もも、りんご、グレープフルーツ、マヨネーズ、ドレッシング、ソース、繊維板、ふぐ、しじみ 等
- 15年間で撤廃：オレンジ、オレンジ果汁 等
- 関税削減：トマトソース、米油・大豆油の一部 等
- 関税割当の設定：豚肉調製品の一部 等
- 再協議：豚肉、砂糖、カッサバでん粉、合板 等
- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、サゴでん粉、水産IQ品目 等

日インドネシアEPA 農林水産分野の内容

【08年7月発効】

- 平成19年8月に署名。平成20年7月から発効。
- 農林水産品の市場アクセスについては、インドネシアの関心品目にも最大限対応。
- インドネシアにおける農林漁業者の生活向上にも寄与するため、農林水産業協力を検討。
- 一方、ぶどう、りんご、柿など我が国からの輸出関心品目について、インドネシア側の関税撤廃を実現。

インドネシア側の主な関心品目

- えび・えび調製品
即時撤廃 1.0~5.3%→0%
- バナナ(生鮮)
関税割当の設定【割当数量】1,000トン
【枠内税率】枠内無税
- パイナップル(重量の小さいもの)
関税割当の設定【割当数量】100トン(1年目)→300トン(5年目)
【枠内税率】枠内無税
- ソルビトール
関税割当の設定【割当数量】25,000トン
【枠内税率】3.4%
枠外税率の削減【枠外税率】7年間で17%→12%

その他の品目

- 即時撤廃：マンゴー、パパイア 等
- 3~7年間で撤廃：ココア、コーヒー、茶製品(砂糖、ミルクを含まないもの)の一部 等
- 再協議：合板、かつお・まぐろ 等
- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、でん粉、砂糖、水産IQ品目 等

* 関税割当…一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い税率を適用する仕組み

日ブルネイEPA 農林水産分野の内容

【08年7月発効】

- 平成19年6月に署名。平成20年7月から発効。
- 市場アクセスについては、マンゴー、えび等について即時関税撤廃に応じるなど、ブルネイ側の関心に最大限対応。
- 一方、我が国からの輸出関心品目である緑茶について、ブルネイ側の関税撤廃を実現。
(りんご、いちご等、他の輸出関心品目については、既に実行上無税。)

ブルネイ側の主な関心品目

- マンゴー
即時撤廃 (3%→0%)
- えび
即時撤廃 (1%→0%)

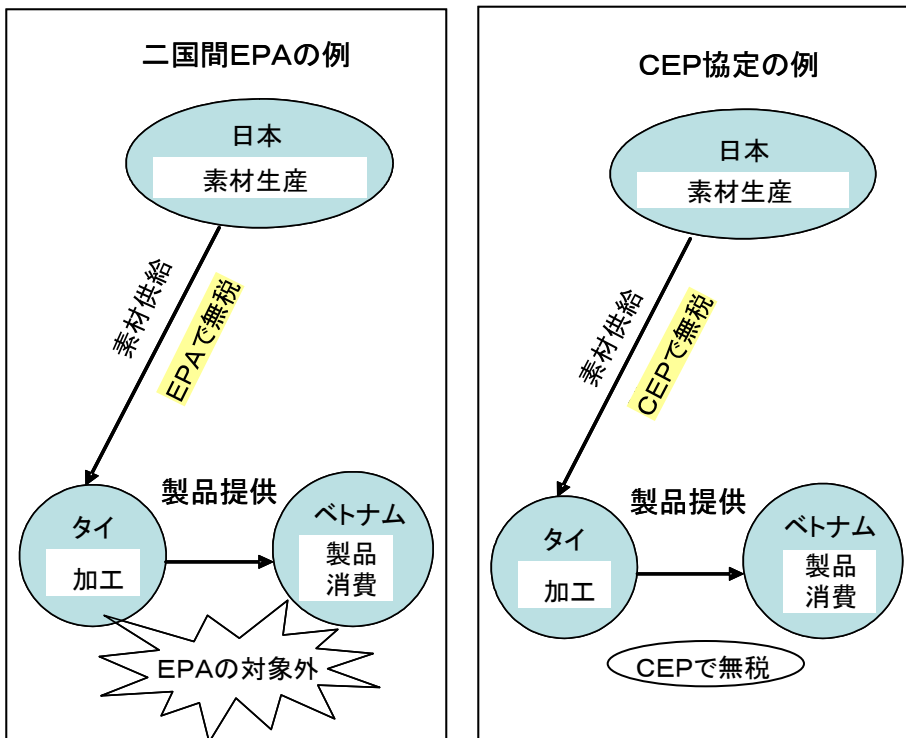
その他の品目

- 即時撤廃 : ドリアン、アスパラガス 等
- 5~10年間で撤廃 : ぶどう、野菜ジュース、プルーン果汁、カレー調製品 等
- 15年間で撤廃 : ぶどう果汁 等
- 再協議 : 大豆油、合板 等
- 除外 : 米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、でん粉、パイナップル(缶詰等を含む)、砂糖、水産IQ品目 等

日アセアン包括的経済連携（AJCEP）協定の農林水産分野の内容【08年12月発効】

- 平成20年4月に署名。同年12月から発効（平成23年5月現在で、未発効はインドネシアのみ）。
- 本協定は、日本とアセアン10カ国を対象とする地域全体のEPA。
- 本協定では、日本とアセアン各国との二国間貿易のみならず、日アセアン諸国間の三角貿易等も自由化の対象とされるため、地域全体の貿易の促進に貢献。

CEP協定のメリット



品目の取扱い

- 即時撤廃： ドリアン、えび、えび調製品 等
- 10年以内で撤廃： 塩蔵なす、カレー調製品、くらげ 等
- 関税削減： 鶏肉調製品、合板（熱帯産木材のうち関税が6%及び8.5%のもの） 等
- 除外等、関税撤廃・削減の対象外： 米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、砂糖・砂糖調製品、でん粉、パイナップル（缶詰等を含む）、合板（熱帯産木材のうち関税が10%のもの、熱帯産木材以外のもの）、かつお・まぐろ、水産IQ品目 等

* 水産IQ・・・水産物の輸入割当制度（輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度）

日フィリピンEPA 農林水産分野の内容

【08年12月発効】

- 平成18年9月に両国首脳により署名。平成20年12月から発効。
- フィリピンにおける農林漁業者の生活向上にも寄与するため、主に小規模農家が生産する小さいバナナやパイナップル等について市場アクセスを改善。
- 一方、ぶどう、りんご、なし等の我が国からの輸出関心品目について、フィリピン側関税の即時撤廃を実現。

フィリピン側の主な関心品目

○砂糖

- ・粗糖 4年目に再協議
- ・糖みつ 関税割当の設定 【割当数量】 2,000トﾝ(3年目)→3,000トﾝ(4年目)
【枠内税率】 現行税率の50%削減
- ・マスコバド糖(小売用)
関税割当の設定 【割当数量】 300トﾝ(3年目)→400トﾝ(4年目)
【枠内税率】 現行税率の50%削減

○鶏肉(骨付きもも肉を除く)

- 関税割当の設定 【割当数量】 3,000トﾝ(1年目)→7,000トﾝ(5年目)
【枠内税率】 11.9%→8.5%

○パイナップル

- ・重量の小さいもの：生鮮
関税割当の設定 【割当数量】 1,000トﾝ(1年目)→1,800トﾝ(5年目)
【枠内税率】 枠内無税

- ・缶詰 5年後又はWTO後に再協議

○バナナ

- ・小さい種類のもの 10年間で撤廃
- ・その他 4月～9月：10%→8%、10月～3月：20%→18%

○かつお・まぐろ

- ・かつお・きはだまぐろ 5年間で撤廃

その他の品目

- 即時撤廃：アスパラガス、オクラ、マンゴー、ドリアン、七面鳥肉、あひる肉、えび 等

- 3～5年間で撤廃：にんにく、もも、うに 等

- 7～10年間で撤廃：グレープフルーツ、煎ったコーヒー、カキ(牡蠣)、ひじき 等

- 15年間で撤廃：オレンジ 等

- 関税削減：トマトソース 等

- 関税割当の設定：豚肉調製品の一部、ソーセージ、アイスクリーム 等

- 再協議：牛肉、豚肉、精製糖、カッサバでん粉、合板 等

- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、サゴでん粉、水産IQ品目 等

* 関税割当…一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い税率を適用する仕組み
* 水産IQ…水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度)

- 平成21年2月に署名。同年9月から発効。
- スイス側の輸出関心品目については、WTO農業交渉におけるG10メンバーとしての関係に鑑み、我が国農林水産業等へ悪影響を及ぼさない範囲で一定の配慮を行った。
- 一方、盆栽、長いも、メロン、干し柿、味噌等の我が国の輸出関心品目について、スイス側関税の即時撤廃等を実現。

スイス側の主な関心品目

○ナチュラルチーズのうちスイス特産のもの

関税割当の設定【割当数量】600トﾝ(1年目)→1,000トﾝ(11年目)
【枠内税率】5年間で29.8%→14.9%

○煎ったコーヒー

3年間で撤廃

○チョコレート

関税割当の設定【割当数量】1,500トﾝ
【枠内税率】現行税率の20%削減

○インスタントコーヒー

即時撤廃

○アロマオイル

即時撤廃

その他の品目

○即時撤廃：食品添加物（ペクチン等）、木工品、えび 等

○10年間で撤廃：きゅうり（塩蔵）、乾燥いちじく、あんず調製品 等

○関税削減：ワッフル・ウェハー、フルーツ・ピューレ 等

○除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、

豚肉、鶏肉、雑豆、落花生、大豆油、菜種油、

砂糖、でん粉、パインアップル 等

日ベトナムEPA 農林水産分野の内容

【09年10月発効】

- 平成20年12月に署名。平成21年10月から発効。
- 農林水産品の市場アクセスについては、ベトナムの関心品目にも最大限対応。
- ベトナムにおける農林漁業者の生活向上にも寄与するため、農林水産業協力を検討。
- 一方、切り花、りんご、なし、みかん等の我が国からの輸出関心品目について、ベトナム側の関税撤廃を実現。

ベトナム側の主な関心品目

- えび・えび調製品
即時撤廃
- 冷凍ほうれん草、冷凍たこ、冷凍たちうお
5年間で撤廃
- 煎ったコーヒー、緑茶
15年間で撤廃
- 天然はちみつ
関税割当の設定【割当数量】100ト(1年目)→150ト(11年目)
【枠内税率】現行税率の50%削減
- トマトソース
関税削減(5年間で17.0%→8.5%)

その他の品目

- 即時撤廃：ドリアン、オクラ、丸太、製材等
- 5年間で撤廃：ピーマン 等
- 7～10年間で撤廃：スイートコーン、カレー調製品、パーティクルボード、繊維板 等
- 現行税率維持：合板、集成材 等
- 再協議・除外：かつお・まぐろ 等
- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、雑豆、落花生、パインアップル缶詰、砂糖、でん粉、水産IQ品目 等

* 関税割当・・・一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い税率を適用する仕組み
* 水産IQ・・・水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度)

- 平成23年2月に署名。同年8月から発効。
- 米麦、米麦調製品等を除外するなどし、我が国の農業・農村の振興等を損なわない内容で合意。
- 盆栽、ながいも、桃等の我が国の輸出関心品目については、インド側の関税撤廃を実現。

インドから日本への輸出品目

- 除外
国家貿易品目(米麦、米麦調製品、乳製品)、牛肉、豚肉、鶏肉、雑豆、砂糖、でん粉、合板、いか、いわし、かつお・まぐろ等
- 即時関税撤廃
ドリアン、セロリ、アスパラガス、製材、えび等
- 7年間で関税撤廃
とうがらし(生鮮)、スイートコーン、冷凍たこ等
- 10年間で関税撤廃
カレー、紅茶(3kg超・飲用)、単板、集成材、えび調製品、くらげ等

日本からインドへの輸出品目

- 5年間で関税撤廃
盆栽
- 10年間で関税撤廃
ながいも、桃、いちご、柿等

本協定に含まれる主な分野

- サービス貿易、自然人の移動、知的財産、TBT(強制規格、任意規格及び適合性評価手続き)及びSPS(衛生植物検疫措置)、協力等を含む包括的な協定。

- 平成21年5月交渉開始。平成23年5月に署名。
- 米麦、米麦調製品、乳製品等を除外するなど、我が国の農業・農村の振興等を損なわない内容で合意。
- 柿、なし、ながいも、緑茶等の我が国の輸出関心品目については、ペルー側から関税撤廃を実現。

ペルーから日本への輸出品目

- 除外：米麦、米麦調製品、乳製品、牛肉、雑豆、砂糖、でん粉、落花生、合板、するめいか、ほたてがい、さば、あじ 等
- 関税割当(主な品目):
 - ・豚肉
 - 【割当数量】1,000トン(1年目)→5,000トン(5年目)
 - 【枠内税率】従価税部分半減(4.3%→2.2%)
 - ・鶏肉・鶏肉調製品
 - 【割当数量】3,500トン(1年目)→5,500トン(5年目)
 - 【枠内税率】3.6-19.1%
 - ・とうもろこし(菓子用・飲料用)※1
 - 【割当数量】(菓子用)1,500トン(1年目)→6,500トン(5年目)
 - (飲料用) 500トン(1年目)→4,000トン(5年目)
 - 【枠内税率】無税
- 即時関税撤廃：アスパラガス(生鮮)、丸太、製材、えび、魚油 等
- 段階的関税撤廃：
 - (3年間) たこ 等
 - (7年間) その他植物性油脂(インチ油※2に限る) 等
 - (10年間) バナナ(生鮮)、単板、アメリカおおあいか 等
 - (15年間) 緑茶 等

日本からペルーへの輸出品目

- 5年間で関税撤廃：柿 等
- 7年間で関税撤廃：梨、ながいも 等
- 15年間で関税撤廃：緑茶 等

本協定に含まれる主な分野

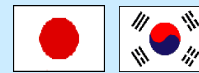
- サービス貿易、原産地規則、衛生植物検疫措置、強制規格・任意規格及び適合性評価手続、政府調達、知的財産権、競争、ビジネス環境整備、協力等を含む包括的な協定。

※1 ジャイアントコーン・紫コーン(ペルーの特産品)

※2 サチャインチ(ペルーの特産品)の種から得た油

*関税割当：一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

日韓EPA交渉



【交渉中】

- 平成14年7月から平成15年10月までの産学官共同研究会を経て、同年12月から政府間交渉を開始。平成16年11月の第6回交渉以降中断。平成20年6月、12月、21年7月及び12月に「日韓経済連携協定交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議」を開催。22年5月の日韓首脳会談において、実務協議をハイレベルに格上げして行うことで一致し、これを受けて局長級事前協議を22年9月、23年5月に開催。
- 日韓の貿易バランスは、日本が大幅な出超。農林水産物については、日本が大幅な入超。主な輸入品はかつお・まぐろ類、アルコール飲料、加糖調製食料品等。韓国からの輸入金額の6.4%が農林水産物。

○ 日韓貿易バランス

(2010年) (億円)

	輸出	輸入	収支
総額	54,602	25,040	29,562
うち農林水産物	461	1,613	▲1,152

○ 貿易に占める農林水産物のシェア (2010年) (%)

輸出額	輸入額	貿易額
0.8	6.4	2.6

注：貿易額は輸入額+輸出額

○ 我が国の韓国からの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率

(2010年) (億円)

1位	2位	3位	4位	5位
かつお・まぐろ類	アルコール飲料 (焼酎等)	加糖調製食料品 (甘味料等)	調製した野菜 (キムチ等)	活魚 (ヒラメ等)
275	212	82	75	69
3.5%	0-70.4円/リットル ^{注1}	23.8-29.8%	9-13.4%	3.5%
6位	7位	8位	9位	10位
生鮮野菜 (ジャンボピーマン等)	あわび	あさり	かに調製品	さわら
67	34	32	31	28
3% ^{注2}	7%	7%	9.6%	3.5%

注1 焼酎の関税率 注2 ジャンボピーマンの関税率

出典：財務省貿易統計

日GCC（湾岸協力理事会）FTA交渉

【交渉中】

○ 平成18年4月に物品貿易及びサービス貿易の分野を対象としたFTA交渉を開始することに合意。

平成18年9月に第1回交渉を開始し、これまでに2回開催。

○ 日GCCの貿易バランスは、大幅に日本が入超。農林水産物については、日本が出超。

※GCC加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦

○ 日GCC貿易バランス

(2010年) (億円)

	輸出	輸入	収支
総額	17,606	89,773	▲72,167
うち農林水産物	78	38	40

○ 貿易に占める農林水産物のシェア

(2010年) (%)

輸出額	輸入額	貿易額
0.44	0.04	0.11

注：貿易額は輸入額+輸出額

○ 我が国のGCCからの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率

(2010年) (億円)

1位	2位	3位	4位	5位
えび	かつお・まぐろ類	生鮮野菜	かに	もんごういか
12.1	5.4	4.7	3.6	2.3
1%	3.5%	3%注1	4%	3.5%
6位	7位	8位	9位	10位
スパゲッティ	鉱水・炭酸水	クッキー、クラッカー、 ビスケット	かじき	生鮮・乾燥果実 (なつめやしの実等)
1.5	1.0	0.4	0.1	0.1
30円/kg	3%	15%	3.5%	無税注2

注1 ささげ属、いんげんまめ属まめの関税率 注2 なつめやしの実の関税率

出典：財務省貿易統計

日豪EPA交渉



【交渉中】

- 平成17年4月の日豪首脳会談において、政府間の共同研究を開始することで合意。平成17年11月から共同研究会合を5回開催。平成18年12月に報告書を取りまとめ。
- 平成18年12月の首脳会談において、交渉開始に合意。第1回交渉を平成19年4月に開催し、これまでに13回開催。
- 農林水産貿易バランスは日本が大幅な入超。主な輸入品は牛肉、木材チップ、ナチュラルチーズ等。豪州からの輸入金額の12.4%が農林水産物。

○ 日豪貿易バランス (2010年) (億円)

	輸出	輸入	収支
総額	13,919	39,482	▲25,563
うち農林水産物	53	4,906	▲4,853

○ 貿易に占める農林水産物のシェア (2010年) (%)

輸出額	輸入額	貿易額
0.4	12.4	9.3

注：貿易額は輸入額+輸出額

○ 我が国の豪州からの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率 (2010年) (億円)

1位	2位	3位	4位	5位
牛肉 (くず肉含む)	木材チップ	ナチュラルチーズ	小麦	砂糖
1,361	858	298	279	261
21.3~50% (主に38.5%)	無税	0-29.8%	枠内：無税 枠外：55円/kg	71.8円/kg
6位	7位	8位	9位	10位
大麦	牛の臓器・舌	かつお・まぐろ類	真珠(ばら玉)	ペットフード
221	121	118	102	97
枠内：無税 枠外：39円/kg	12.8%	3.5%	無税	0-59.5円/kg以上 (主に無税)

日モンゴルEPA官民共同研究



- 平成21年12月の日モンゴル外相会談で、EPA締結に関する官民共同研究の立上げに合意。平成22年1月に日モンゴル政府間実務レベル協議を開催。22年6月に日モンゴルEPA官民共同研究第1回会合を行い、同年11月に第2回、23年3月に第3回会合が開催され、同3月末に報告書が完成した。
- 日モの貿易バランスは、大幅に日本が出超。農林水産物についても、日本が出超。主な輸入品は動物の腱・筋、馬肉、カシミヤやぎの毛、切花等。

○ 日モ貿易バランス

(2010年) (億円)

	輸出	輸入	収支
総額	140	20	120
うち農林水産物	7	0.2	6.8

○ 貿易に占める農林水産物のシェア

(2010年) (%)

輸出額	輸入額	貿易額
5.0	1.2	4.5

注：貿易額は輸入額+輸出額

○ 我が国のモンゴルからの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率

(2010年) (億円)

1位	2位	3位	4位	5位
動物の腱、筋、原皮くず	馬肉 (くず肉含む)	カシミヤやぎの毛	切花	割りばし
0.09	0.08	0.06	0.01	0.01
無税	無税、4.2%(くず肉)	無税	無税	※2.82%
6位	7位	8位	9位	10位
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-

※特惠税率

出典：財務省貿易統計

日中韓 F T A 共同研究



- 平成13年から、日中韓の民間研究機関による経済協力強化に関する民間共同研究を開始。21年10月の日中韓首脳会談で、産学官FTA共同研究の立上げに合意。22年1月、政府間での準備会合をソウルで開催し、共同研究の枠組みを暫定合意。22年5月に第1回会合を行い、23年12月に第7回会合が開催され、共同研究を終了。
- 日中韓の貿易バランスは、全体では日本は韓国に対し、韓国は中国に対し、中国は日本に対して輸出超過。農林水産物については中国が日本・韓国に対して輸出超過。中国・韓国からの輸入金額の6～7%が農林水産物。

○ 我が国の貿易バランス (2010年) (億円)

	対中国	対韓国	中韓バランス
全 体	▲3,274	29,562	韓国が輸出超過 39,719
うち農林水産物	▲8,676	▲1,152	中国が輸出超過 2,972

注：「中韓バランス」の「農林水産物」は、HS分類の1～24類、44類、46類の計。

○ 我が国の貿易に占める農林水産物のシェア (2010年) (%)

	輸出額	輸入額	貿易額
対中国	0.4	6.9	3.7
対韓国	0.8	6.4	2.6

注：「貿易額」は輸入額+輸出額

○ 我が国の中国からの農林水産物輸入上位品目の輸入金額 (億円) ・ 関税率 (2010年)

1位	2位	3位	4位	5位
鶏肉調製品	冷凍野菜(さといも等)	うなぎ(調製品)	大豆油粕(調製飼料用)	生鮮野菜(たまねぎ等)
625	480	335	312	311
0-21.3%(主に6%)	6-23.8%	7.2%	無税	0-8.5%

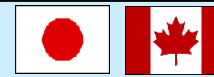
○ 我が国の韓国からの農林水産物輸入上位品目の輸入金額 (億円) ・ 関税率 (2010年)

1位	2位	3位	4位	5位
かつお・まぐろ類	アルコール飲料(焼酎等)	加糖調製食料品(甘味料等)	調製した野菜(キムチ等)	活魚(ヒラメ等)
275	212	82	75	69
3.5%	0-70.4円/リットル注	23.8-29.8%	9-13.4%	3.5%

注 焼酎の関税率

出典：財務省貿易統計

日カナダEPA共同研究



- 平成22年11月の日カナダ首脳会談（日加間の経済連携に前向きに対処していきたいとの点で意見が一致）を踏まえ、平成23年2月23日に「両国は日加EPAの可能性に関する共同研究の開始」を公表。同年3月に第1回会合を行い、24年1月に第4回会合を開催。
- 日加の貿易バランスは、日本が輸入超過。農林水産物については、大幅な輸入超過。主な輸入品は豚肉、菜種、製材加工材等。カナダからの輸入額の47.0%が農林水産物。

○ 日加貿易バランス（2010年）（億円）

	輸出	輸入	収支
総額	8,166	9,580	▲1,414
うち農林水産物	46	4,507	▲4,462

○ 貿易に占める農林水産物のシェア（2010年）（%）

輸出額	輸入額	貿易額
0.6	47.0	25.7

注：貿易額は輸入額+輸出額

○ 我が国のカナダからの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率（2010年）（億円）

1位	2位	3位	4位	5位
豚肉	菜種（採油用）	製材加工材	小麦	丸太
937	923	689	297	236
差額関税、4.3%	無税	0-5%	枠内：無税 枠外：55円/kg	無税
6位	7位	8位	9位	10位
大豆	えび	麦芽	かに	にしんの卵
230	90	76	65	61
無税	1%	枠内：無税 枠外：21.3円/kg	4%	4-8.4%

出典：財務省貿易統計

日コロンビアEPA共同研究



- 平成23年9月の日コロンビア首脳会談で、EPA共同研究の立上げに合意。同年11月に第1回会合を開催。
- 日コロンビアの貿易バランスは、日本が輸出超過。農林水産物については、大幅な輸入超過。主な輸入品はコーヒー生豆、切花等。コロンビアからの輸入額の83.8%が農林水産物。

○ 日コロンビア貿易バランス (2010年) (億円)

	輸出	輸入	収支
総額	1,089	473	616
うち農林水産物	2	397	▲395

○ 貿易に占める農林水産物のシェア (2010年) (%)

輸出額	輸入額	貿易額
0.1	83.8	25.5

注：貿易額は輸入額+輸出額

○ 我が国のコロンビアからの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率 (2010年) (億円)

1位	2位	3位	4位	5位
コーヒー生豆	切花	インスタント コーヒー	コーヒー (炒ったもの)	生鮮・乾燥果実 (バナナ等)
308.5	62.3	11.5	4.5	2.1
無税	無税	8.8%	※10%	※注 生鮮：10%(4-9月) 20%(10-3月) 乾燥：無税
6位	7位	8位	9位	10位
パーム油	冷凍野菜 (ばれいしょ)	加糖調製 食料品	えび	綿
0.6	0.5	0.3	0.3	0.3
※無税	8.5%	29.8%	1%	無税

※特惠税率 注 バナナの関税率

出典：財務省貿易統計

日EU・EPA交渉のためのプロセス



- 平成23年5月の日EU定期首脳協議で、EPA交渉のためのプロセスを開始することに合意。交渉の範囲等を定める作業（スコーピング作業）を実施中。
- 日EUの貿易バランスは日本が輸出超過。農林水産物については輸入超過。主な輸入品は、たばこ、アルコール飲料、豚肉等。

○ 日EU貿易バランス (2010年) (億円)

	輸出	輸入	収支
総額	76,169	58,155	18,015
うち農林水産物	247	8,510	▲8,262

○ 貿易に占める農林水産物のシェア (2010年) (%)

輸出額	輸入額	貿易額
0.3	14.6	6.5

注：貿易額は輸入額+輸出額

○ 我が国のEUからの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率 (2010年) (億円)

1位	2位	3位	4位	5位
たばこ	アルコール飲料 (ワイン等)	豚肉	製材加工材	集成材
1,989	1,123	1,105	682	227
無税	15%又は125円/L注	差額関税、4.3%	0-4.8%	3.9-6%
6位	7位	8位	9位	10位
ナチュラルチーズ	鉱水・炭酸水	オリーブ油	麦芽	ペットフード
184	182	167	139	133
0-29.8%	3%	無税	枠内：無税 枠外：21.3円/kg	0-59.5円/kg以上 (主に無税)

注 ワインの関税率

出典：財務省貿易統計